

## ◎職員数の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在の部門別の職員数の状況は次のとおりです。平成 21 年 4 月 1 日と比較すると、一般行政部門で 18 人の減、特別行政部門で 1 人の増、公営企業等会計部門で 11 人の減となっており、市全体では 28 人の減となっています。

### ◎部門別の職員数(平成 22 年 4 月 1 日現在、単位:人)

区 分	職員数 (H 21)	職員数 (H 22)	増減	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総務企画	199	192	-7
	税 務	52	53	1
	民 生	258	258	0
	衛 生	72	66	-6
	労 働	0	0	0
	農林水産	42	42	0
	商 工	13	10	-3
	土 木	95	92	-3
小 計	738	720	-18	
特別行政部門	教 育	143	139	-4
	消 防	175	180	5
	小 計	318	319	1
公営企業等 会計部門	病 院	186	176	-10
	水 道	55	55	0
	その他	50	49	-1
	小 計	291	280	-11
合 計	1,347 (1,406)	1,319 (1,406)	-28 (0)	

(注) 総務省地方公共団体定員管理調査による数から教育長 1 人を除いた一般職に属する職員数です。( )内は、条例定数の合計です。

# 伊賀市の

# 人事行政の 運営状況を



# お知らせします

## ◎定員適正化の状況

職員数の適正化は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体の自らの権限と責任において適正に行わなければならないものです。

市では、人件費の抑制を進め、健全な財政運営への道筋をつけることは、最優先しなければならない重要な事項であり、より少ない経費でより大きな成果をあげることができる組織機構の構築と適正な職員数の管理による合併メリットの実現のために、平成 18 年 3 月に平成 17 年度から 10 年間の定員適正化計画を策定しました。計画では、消防部門、公営企業等部門を除き、一般行政部門および教育部門を対象とし、平成 27 年 4 月 1 日までの 10 年間で、最大 230 人を削減目標としています。

なお、平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間では 111 人削減との計画ですが、ほかの部門への人員の異動なども含め、165 人の削減となりました。

## ◎職員の給与の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

### ◎平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,487 円	401,109 円	41.8 歳
現業職	279,061 円	316,252 円	49.4 歳

(注) 給与は、基本給である給料に諸手当を含んだもの

### ◎職員の初任給の状況

区 分	初任給	採用 2 年経過 給料月額	
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円
現業職	高校卒	140,100 円	148,500 円

### ◎職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

※百円未満四捨五入

区 分/経験年数	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	
一般行政職	大学卒	260,900 円	310,300 円	369,800 円	402,700 円
	高校卒	225,200 円	264,000 円	311,400 円	360,100 円
現業職	高校卒	215,300 円	252,000 円	262,500 円	286,900 円

### ◎特別職の報酬などの状況

市長などの特別職の給料と議員報酬の月額などは、市長が必要に応じて、住民の代表者などで構成する「特別職報酬等審議会」の意見を聴き、条例で定めています。※期末手当基礎額の報酬月額には、20%の加算措置があります。また、教育長は、別途、扶養手当および勤勉手当が支給されています。

区 分	報酬月額など	期末手当	
		6 月期	12 月期
市 長	924,000 円	1.75 月	2.00 月
副市長	716,000 円		
教育長	591,500 円	1.25 月	1.50 月
水道事業管理者	570,000 円	1.75 月	2.00 月
議 長	530,000 円	1.60 月	1.70 月
副議長	467,000 円		
議 員	423,000 円		

## ◎職員手当の状況（一般会計）

### ①期末手当・勤勉手当・退職手当

期末手当 勤勉手当	6 月期	期末手当 1.25 月分	勤勉手当 0.70 月分
	12 月期	1.50 月分	0.70 月分
	計	2.75 月分	1.40 月分
職務の級などによる加算措置があります。			
退職手当	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
一般職員 1 人当たり平均支給額(平成 21 年度)			
	自己都合	5,190 千円	
	定年・勸奨	25,728 千円	

### ②特殊勤務手当（平成 21 年度分）

職員全体に占める 手当支給対象職員の割合	25.4%
支給対象職員 1 人当たり 平均支給年額	85,130 円
手当の種類	10 種類
主に支給されている手当	消防業務手当 夜間特殊作業手当 出勤手当（消防活動） 出勤手当（救急業務） 清掃業務従事手当（ごみ） 清掃業務従事手当（し尿） 防疫作業等従事手当 公害関係業務従事手当 市税事務従事手当(庁外勤務) 社会福祉事務従事手当(庁外勤務)

## ◎分限および懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。なお、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの実績は休職処分が 38 件（14 人）でした。

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。なお、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの処分実績は、停職処分が 1 件（1 人）、減給処分が 2 件（2 人）、戒告処分が 2 件（3 人）でした。

【問い合わせ】 人事課 ☎ 22-9605 FAX 22-9616

### ③時間外勤務手当（平成 21 年度分）

支給総額	294,212 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	332 千円

### ④扶養手当・住居手当・通勤手当・地域手当の状況

扶養手当	ア 配偶者	13,000 円
	イ 配偶者以外の扶養親族 (配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目のみ 11,000 円) ※ 16 歳以上 22 歳以下の子については 5,000 円を加算	6,500 円
住居手当	借家、借間居住者 支給対象額	12,000 円を超える額
	※ただし最高支給限度額	27,000 円
通勤手当	ア 交通機関利用者 最高支給限度額	55,000 円
	イ 交通用具利用者 最高支給限度額 50km 以上	29,800 円
地域手当	支給率	3%

## ◎勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間などは次のようになっています。

1 週間の 勤務時間	38 時間 45 分	(注) 市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週 38 時間 45 分を基本に左記と異なる就業時間となります。
始業時刻	午前 8 時 30 分	
終業時刻	午後 5 時 15 分	
休憩時間	正午～午後 1 時	

## ◎職員の採用および退職状況

職員の採用は、定員適正化計画に基づき、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。平成 21 年度の退職者数および採用者数は次のとおりです。

### ◎退職者数（平成 21 年度、単位：人）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
市長部局など	12	12	20	44
消防部局	4	0	1	5
教育委員会	5	1	7	13
水道部局	3	0	0	3
合計	24	13	28	65
再任用 任期満了	0	0	1	1

### ◎職種別採用者数(平成 22 年 4 月 1 日採用、単位：人)

職種	採用者数	うち女性		採用区分
		人数	割合	
行政事務	7	4		競争試験
保育士	7	5		
消防士 (救急救命士含む)	9	0		
医師	1	0		選考
看護師	3	3		
教育公務員	4	1		